

# 「公益通報者保護法施行 ～ 消費者が期待する企業対応 ～」

## 事業者セミナー 開催報告

消費者機構 日本では、第3回事業者セミナーを54名の参加をいただき、次のとおり開催しましたので報告いたします。

- <日 時> 2006年3月15日(水) 13時30分～17時00分  
<会 場> 主婦会館プラザエフ5階会議室  
<講 演> 1.「公益通報者保護制度の概要と実効性ある運営」  
片山 登志子 氏(弁護士)  
2.「コンプライアンスへの取り組み(社内通報制度の位置づけと運用)」  
船木 建 氏(日本ハム(株)経営倫理室)  
3.「公益通報者保護制度 消費者からの期待」  
宮本 一子 氏(川村学園女子大学 教授)

### 《 講演概要 》

はじめに、片山先生が「公益通報者保護制度の概要と実効性ある運営」について講演を行った。講演の概要は以下のとおりである。

大阪で公益通報支援センターの運営に関わっていた。同センターの活動から、公益通報者保護制度は不可欠であると感じている。

同制度を理解し運営するには、制度制定の背景を理解することが大事である。同制度は、近年相次いで起きた企業不祥事の多くが内部告発で明らかになったことから検討が開始され、企業不祥事を生み出す企業の利益主義と社会的構造の見直しが必要となり、企業のコンプライアンス経営の促進へとつながった。そして、消費者政策の転換が図られ、実効性確保のために同制度制定の運びとなった。

公益通報者保護法の目的は同法第1条、定義は第2条に規定のとおりである。第2条条文中の「不正の目的」とは、名誉毀損など他人に損害を与える目的のことである。通報対象事実とは、通報の対象となっている法律に規定のある罪の犯罪事実のことである。その犯罪事実以外に公益通報しても同法の保護対象にはならない。

公益通報先は労務提供先、監督官庁、その他の外部になる。その他の外部とはマスコミや消費者団体など。通報先ごとに保護要件が設定されており、上記の順で保護要件が厳格になる。

公益通報者保護法の保護の対象とならない通報の保護について説明する。公益通報者保護法が保護の対象とする公益通報には厳しい要件がともなうが、同法の保護対象とならない通報の保護については、第6条2項で「解雇権の濫用に関する一般法理の適用を妨げるものではない」と規定されており、一般法理で救済されることが確認されている。同法の規定を満たす要件の公益通報は同法によって絶対に保護され、同法の規定を満たさない要件の公益通報は、第6条2項の規定で保護される。2段階の基準で公益通報を保護する仕組みとなった。

公益通報者保護法により、公益通報は保護されるべきという公益通報の社会的意義、有用性は確認された。しかし、確実に保護される公益通報の範囲はさらに広げるべきである。

そして、最後に、企業のトップから現場まで、コンプライアンスの徹底を図ることが根本であると思っている。



弁護士の片山 登志子 氏



実態を説明する 日本ハム経営倫理室の舩木 建氏

続いて、舩木さんが「コンプライアンスへの取り組み(社内通報制度の位置づけと運用)」について講演した。講演の概要は以下のとおりである。

2002年8月の不祥事以来、日本ハムは情報の開示と共有に努め、「日本で一番誠実」といわれる企業グループを目指しコンプライアンス経営の徹底を図ってきた。

わが社のコンプライアンスシステムは、コンプライアンス方針の策定 周知活動の実施 モニタリング コンプライアンス方針の再検討というP D Cのサイクルでまわしている。

コンプライアンス態勢は、コンプライアンス推進本部内の経営倫理室が報告相談窓口を設

け、従業員のコンプライアンス経営に関する相談や職場トラブルなどの情報を収集し処理している。相談窓口は社内相談窓口(経営倫理室内)と社外相談窓口(非顧問弁護士事務所、社外の専門会社)の2ヶ所を設けた。コンプライアンスカードを配布し、ポスターを貼って相談窓口の周知に努めている。

受け付けた相談は初期 行動 最終の段階処理をしている。相談受付後直ちに、相談者に対して直ちに相談を受理し調査対応にあたることを連絡し、相談者の職場状況などの基礎情報収集、検討、分析、調査などを行い、対応を図っている。相談者に対しては、対応内容についてフィードバックするとともに不利益な取扱いがなかったかの確認も行っている。

昨年の年間相談件数は200件弱。そのうち約75%が社内相談窓口へ寄せられ、実名相談は70%だった。

『情報開示』ということ言えば、グループ内で行った非日常的な出来事を「重要情報」として、経営倫理室に報告するシステムになっており、情報を一元管理している。寄せられた情報は、即時に取締役や執行役員など約90名にメールで発信し、情報の共有化を図っている。

グループ企業内には投書箱を設置しているところがある。これに対しては、投書箱は毎日確認する、投書箱に集まった相談は経営倫理室まで報告するというルールを設け、相談の処理速度の遅延と事業所レベルで相談が止まるリスクを防いだ。その結果、投書箱を廃止する事業所がでた。その時は、投書箱廃止の旨と今後の相談先は経営倫理室になる旨を従業員に周知させた。

最後に、宮本さんが「公益通報者保護制度 消費者からの期待」の講演を行った。講演の概要は以下のとおりである。

公益通報者保護法が施行された場合、商品・サービスの安全性が確保されること、商品・サービスの表示の真実性が図られること、公正な競争が確保されることなどが期待できる。

日本の行政の対応は欧米に比べ遅れている。アメリカは告発者に報奨金を与えている。但し、報奨金については日本人には抵抗があるようだ。数年前実施した内部告発に関するアンケートでは、公益のためならよいとする人が80%いたが、報奨金については50%が否定していた。

各企業はホットラインや人員を配置して社内の公益通報制度を整備していると思うが、制度整備だけでは効果は期待できないだろう。どんな企業にも不正の芽はあるという認識で、トップが制度の活用を呼びかける必要がある。

公益通報者保護法は企業文化を変革すると思っている。コンプライアンスにとどまらず企業倫理を育て、水平的な思考で潜在的差別意識をなくし、通報内容に誠実に対応することである。



川村学園女子大学教授の宮本 一子氏

ご講演をいただいた後、多数の参加者からの質疑を行い、セミナーを終了しました。